

1 国（地域）名：アメリカ合衆国（ユタ州）

2 問題の所在

本報告の目的は、共和主義的な 18 歳市民力の育成をめざすユタ州教育局の社会系教科目の教育課程の分析を通して、社会科教育における公民教育と人格教育の協働による市民力育成の特徴を明らかにすることにある。

ユタ州を分析対象とする理由は、同州教育局が共和主義的傾向の強い市民力育成を展開しており、カリフォルニア州にある公民教育センター¹⁾やバージニア州にあるクローズアップ財団²⁾といった公民教育団体と異なる市民力育成の論理が内在すると考えられるからである。

なおユタ州は、選挙年齢・成人年齢ともに 18 歳であるが、18 歳になった時点で投票ができるように 17 歳から選挙登録の権利を与えている。

3 ユタ州における市民力育成の枠組み

（1）教育の管轄

ユタ州の公教育は、ユタ州教育局が管轄している。ユタ州は全米の中でも教育州として知られ、州の予算の 7 割程度が教育関係予算である。同州ではモルモン教徒が人口の 6 割を占めるマジョリティである。しかし、公教育においては政教分離が徹底され、多様性と科学的な知見を尊重する方針を打ち出している。同州において市民力育成は、公教育の究極目標の一つとされ、社会科教育、道徳教育、特別活動を統合する目標となっている。ユタ州には約 1280 校の公立初等中等学校(K-12)が存在する。ユタ州教育局はカリキュラムスタンダードの開発、公布、実施、評価、改善を一体的に展開している。

（2）目標：知性豊かで責任のある市民の育成

ユタ州の市民力育成の目標は、子どもたちの市民参画（Civic engagement）を促すことである。全ての学習は、アメリカの民主的かつ共和的な社会形成に参加する準備を行うことを目標とする。子どもたちが参加を目指す領域は、コミュニティ、州、国家、世界である。学習の基本は社会問題に焦点をあて協働と熟議を展開する。さらに学習では「自己の権利と他者の権利を定義」と「個人の利益と公共の利益のバランス」を重視していく。

（3）市民性育成のための教科・領域

ユタ州教育局が展開する市民力育成は、以下のように社会科教育（Social studies）、人格教育(Character education)、広義の公民教育（Civic education）が役割分担をしつつ、プロジェクト学習やサービス・ラーニングのような特別活動において統合した学習を展開している。

A 市民としての認知面(社会科)

B 市民としての非認知面(人格教育)

C 社会科と人格教育の統合（広義の公民教育＝サービスラーニング・PBL）

（4）人格教育（Character education）と公民教育（Civic education）の法的基準

ユタ州においては、人格教育と公民教育を市民性育成のために統合し、教科を超えた広領域な学習活動を展開する点に独自性がある。例えば、ユタ州において 2022 年 5 月 4 日に発効した公民教育と人格教育に関する法的基準は以下の通りである。

2022 年 5 月 4 日発効 53G-10-204

公民教育と人格教育の定義及び立法所見

(1)用語の定義

- a 「人格教育」とは、誠実で望ましい市民性を促進するための価値と資質を再確認することを意味する。
- b 「公民教育」とは、ユタ州および合衆国における代議制民主主義の基本的価値と原則に献身する有能な市民として情報に基づいた責任ある政治参画のための教育を意味する。
- c 「価値」とは、時間をかけて確立された評価の原則または基準を意味する。

(2)議会は、次のことを承認する。

- a ユタ州憲法第 10 条が当初から意図したように、公民教育と人格教育は、公教育制度の中核的使命であり基本的要素である。
- b 公民教育および人格教育は、公教育の憲法上の責任の基本的要素であり、公立学校において継続的に強調され、焦点を当てられる。
- c 教育を受けた責任ある市民が世代間で、ユタ州と米国における立憲共和国と代議制民主主義の原則に対する継続的な理解と認識を育むことは、国と州にとって重要である。
- d 州内の子どもの教育に対する主たる責任は保護者にあり、州および地方政府の役割は、保護者がその責任を果たすのを支援することである。
- e 公立学校は、次世代を担う人々が民主主義の価値と制度に深く関連し、情報に通じ、責任ある市民になるための準備において重要な役割を果たす。
- f アメリカ社会の幸福と安全は、市民の公的美徳に依存しており、これには自己利益が進んで公共善に従属するという道徳的社会秩序へのコミットメントが必要である。

(3)統合されたカリキュラムを通じて、生徒は通常の学習に関連して次のことを教えられるものとします。

- a 正直、誠実、道徳、礼儀、義務、名誉、サービス、法律の遵守。
- b アメリカ独立宣言とアメリカ合衆国憲法及びユタ州憲法の尊重と理解。
- c 準州の前の時代および準州の時代の発展を含む、ユタ州の歴史。
- d 自由企業制度の本質と利点。
- e 両親、家庭、家族の尊重。
- f 正直な労働の尊さと必要性。
- g 誠実で望ましい人格を促進するスキル、習慣、資質、また市民としての地位を確立し、前世代から受け継がれ、憲法によって保障された自由がもたらす恵沢を維持し、擁護する責任を認識し享受する準備を生徒に促す。

(4)各地域教育委員会と学校管理者は、必要に応じて、このセクションの意図と要件を達成するために、公立学校での通常の教育課程において公民教育と人格教育を効果的に強化するためのトレーニングし、指導し、奨励する。

(5)公立学校における公民教育と人格教育

- a 特別な資金や追加の専門家を必要とする個別のプログラムを意図していない。
- b ユタ市民の共通の価値観を反映する基本原則と、米国およびユタ州の代表民主制の基礎となる基本原則。

2022 年総会第 229 章により修正

上記の基準からユタ州の市民力育成の特徴は、①人格教育と公民教育を一体的な教育活動と捉え、②すべての教育課程において両者を展開することで、③個人利益と共通善の連続性と互惠性を子どもたちに認識させる点にあることが分かる。

3 社会系教科目の構造

ユタ州における社会系教科目は、経済学、地理学、歴史学、政治学／公民の 4 大学問領域を市民性育成の目標から統合する。幼稚園クラスから 6 学年までの初等教育では、いわ

ゆる総合社会科を展開している。7 学年から 12 学年の中等教育では、4 大学問領域に分化していく。全ての社会系教科目は、プラグマティックな現実社会の改善に寄与することが志向されている。

（１）ユタ州初等社会科カリキュラムスタンダード

表 1 にユタ州初等社会科カリキュラムスタンダードを示した。初等の場合は、低学年（幼稚園クラスから第 2 学年までの 3 年間）と中高学年（第 3 学年から第 6 学年）が異なった論理によりカリキュラム編成がなされている。

低学年（幼稚園クラスから第 2 学年までの 3 年間）は文化、市民性、地理、経済の 4 つのストランドをスコープとし、自分自身→家族→教室→学校→近隣→地域社会という同心円拡大する研究対象をシーケンスとするカリキュラム編成がなされている。子どもたちは、文化、市民性、地理、経済の基本的な見方考え方を、同心円拡大していく研究対象の中で活用することによって鍛えていく。市民力育成に関しては、市民としての責任の認識の段階から、学年が進行するに従って市民的活動の実践が含まれて行く展開となっている。

中学年（第 3 学年から第 6 学年までの 4 年間）は、環境拡大をシーケンスとするカリキュラム構成原理によって市民力育成を展開している。学年進行をみると「地域社会」「ユタ州」「合衆国」「世界」と同心円拡大によって研究対象を変えているが、各学年の内容は、自分たちが生活する地域と違う環境を研究し、認識を拡大していくことが意図されている。市民力育成に関しては、第 3 学年「教室、地域社会、国」における「公民的責任の諸原理」、第 4 学年「ユタ州の市民と州政府」、第 5 学年「合衆国憲法と権利章典」、第 6 学年「グローバルな問題」となっている。第 3 学年においてそれ以降の学習のフレームワークとなる「公民的責任の諸原理」を学び、それ以降の学年で研究対象なる環境を拡大しつつ、諸原理を活用し鍛えていく展開となっている。

「公民的責任の諸原理」は、市民としての「権利」と「責任」、それをベースとする政府の役割を基本とする。子どもたちは、自分たちが市民として、教室、地域、州、合衆国、グローバルな世界において、どのような「権利」と「責任」を有し、各環境をより良い空間にするために、自分たちは何ができるかを熟議する学習を展開する。

表 1 ユタ州初等社会科カリキュラムスタンダード (K-6)

幼稚園クラス（自分自身、家族、教室）		ストランドと同心円拡大による社会認識
規準 1（文化）	学習者は、各々の個人や家族がいかかに似ていて、いかかに異なっているか認識し説明できるようになる。	
規準 2（市民性）	学習者は、善き市民になるための役割と責任を認識できるようになる。	
規準 3（地理）	学習者は、地理的な用語と道具を使えるようになる。	
規準 4（経済）	学習者は、人々がどのようにして、生活に必要な物を手に入れたのか説明できるようになる。	
第 1 学年（自分自身、学校、近隣）		
規準 1（文化）	学習者は、学校と近隣がいかかに似ていて、いかかに異なっているか認識し、説明できるようになる。	
規準 2（市民性）	学習者は、学校と近隣における彼らの役割と責任を認識できるようになる。	
規準 3（地理）	学習者は、地理的な道具を使い、学校や近隣といった現実世界をシンボルやモデルを使って表現できるようになる。	
規準 4（経済）	学習者は、人々が経済的な必要性に応じてどのような経済的な選択をしているか説明できるようになる。	
第 2 学年（自分自身、学校、地域社会）		
規準 1（文化）	学習者は、地域社会、州、国にいる人々がいかかに似ていて、いかかに異な	

っているか認識し、説明できるようになる。		識
規準 2 (市民性)	学習者は、地域社会、州、国における市民の責任を認識し実践できるようになる。	
規準 3 (地理)	学習者は、地理的な道具と位置関係に関する地理的技能を使い、地球上の様々な場所について説明できるようになる。	
規準 4 (経済)	学習者は、生産者と消費者の相互作用を通して、経済がいかに人間の必要性に応えているか説明できるようになる。	
第 3 学年 (地域社会と文化)		
規準 1	学習者は、地域社会の位置と発達がいかに地理的な影響を受けているのか理解できるようになる。	環境拡大と立憲主義・科学主義に基づく社会認識
規準 2	学習者は、地域社会を形成する文化的要因を理解できるようになる。	
規準 3	学習者は、教室、地域社会、国における公民的責任の諸原理を理解できるようになる。	
第 4 学年 (ユタ州研究)		
規準 1	学習者は、ユタ州の自然地理と人間生活との関係が理解できるようになる。	
規準 2	学習者は、ユタ州の歴史が多様な人々、出来事、考え方によって形成されたことを理解できるようになる。	
規準 3	学習者は、ユタ州に暮らす市民として公民としての生活、政治、政府の役割を理解できるようになる。	
第 5 学年 (合衆国研究)		
規準 1	学習者は、いかに探検と植民が北アメリカにおける人間の歴史を変えたか理解できるようになる。	
規準 2	学習者は、独立した政府ができるまでの重要な出来事を年代順に理解できるようになる。	
規準 3	学習者は、合衆国憲法と権利章典において保障される権利と責任について理解できるようになる。	
規準 4	学習者は、合衆国にとって 19 世紀が、地理的拡大、憲法上の危機、経済成長から、驚くべき変化を遂げたことが理解できるようになる。	
規準 5	学習者は、世界的勢力としての合衆国が経験した緊急事態の原因、結果、意味が説明できるようになる。	
第 6 学年 (世界研究)		
規準 1	学習者は、いかに古代文明が発達し、いかに現在の世界の国々に貢献しているか理解できるようになる。	
規準 2	学習者は、中世とルネッサンスの間における文化の変化と、その変化が現在に与える影響を理解できるようになる。	
規準 3	学習者は、革命がいかに現在に影響を与えてきたか理解できるようになる。	
規準 4	学習者は、相互作用する世界における現代的なグローバルな問題や権利と責任について理解できるようになる。	

Utah State Office of Education, *Core Standards for Social Studies (K-2)* 2009 及び Utah State Office of Education, *Core Standards for Social Studies (3-6)* 2008 を参照し作成。太字は市民力育成に直接つながる項目に筆者が施した。

(2) ユタ州中等社会科カリキュラムスタンダード

表2にユタ州中等社会科カリキュラムスタンダード³⁾を示した。中等においては、歴史学、地理学、政治学／公民の学問をベースに分化した学習が展開される。中等では学年順に「ユタ州研究」、「合衆国史Ⅰ（植民地時代から南北戦争まで）」、「世界地理」、「世界文明」、「合衆国史Ⅱ（産業革命から現代まで）」、「合衆国政府と市民性」と進行する。

まずポイントとなるのが第7学年の「ユタ州研究」である。「ユタ州研究」は、初等の総合社会科をまとめる役割と学問ベースの分化社会科の導入に位置付けられている。「ユ

タ州研究」では、歴史と地理の研究方法を使用して、ユタ州のダイバシティ（多様性）を研究していくことが目的となっている。

市民力育成において重要な役割を果たすのが「合衆国史Ⅰ（植民地時代から南北戦争まで）」である。ここでの学習は、植民地時代から独立戦争、合衆国憲法の成立、憲法の修正条項としての権利章典の成立、南北戦争後の修正14条（平等権）の成立までのアメリカ合衆国の歴史を研究する。しかし、それは同時に民主主義と市民的権利の発展史であり、歴史を通して「公民的責任の諸原理」の探究を行う構造となっている。

中等社会科の最終的なまとめに位置付くが「合衆国政府と市民性」である。ここでの学習は基本的に実践的な憲法学習である。市民として憲法の理念や条文を、日常生活、地方、合衆国、グローバルな世界においてどのように活用していくか、実践的に研究していく。

表2 ユタ州中等社会科カリキュラムスタンダード（7-12）

ユタ州研究		総合社会科
規準 1	学習者は、ユタ州の地理と風習の相関関係を理解できるようになる。	
規準 2	学習者は、ネイティブ・アメリカン・インディアン、探検家、ユタ州の開拓者の貢献を理解できるようになる。	
規準 3	学習者は、ユタ州の政府と人々との関係を理解できるようになる。	
規準 4	学習者は、ユタ州における人々の多様な生活様式を理解できるようになる。	
規準 5	学習者は、ユタ州の人々や文化の本質の多様性を理解できるようになる。	
規準 6	学習者は、ユタ州の土地と人々に関する有名な現代的な出来事の影響を理解できるようになる。	
合衆国史Ⅰ（植民地時代から南北戦争まで）		歴史
規準 1	学習者は、合衆国史を形成する上での地理の役割を解釈できるようになる。	
規準 2	学習者は、異なった時代間の出来事の間接的な関係を観察できるようになる。	
規準 3	学習者は、ヨーロッパからの移民によって起こされたアメリカの変化を理解できるようになる。	
規準 4	学習者は、北アメリカにおけるヨーロッパ人の植民と定住を分析できるようになる。	
規準 5	学習者は、アメリカ合衆国の形成におけるアメリカ独立革命の重要性を理解できるようになる。	
規準 6	学習者は、憲法によって創られたアメリカ合衆国政府の構造と機能を理解できるようになる。	
規準 7	学習者は、南北戦争以前の合衆国の領土拡大の状況を探究できるようになる。	
規準 8	学習者は、南北戦争以前の政治システムや社会的権利の拡大を考察できるようになる。	
規準 9	学習者は、合衆国における南北戦争期の重要性を理解できるようになる。	
規準 10	学習者は、南北戦争後のアメリカの西部開拓の発展について理解できるようになる。	
世界地理		地理
規準 1	学習者は、世界の空間的な位置関係を理解できるようになる。	
規準 2	学習者は、人間と場所の物理的な特徴、そして宗教を理解できるようになる。	
規準 3	学習者は、地球の表面が形成された自然な過程を理解できるようになる。	
規準 4	学習者は、地球の表面を形成する人的な活動がいかなるものか理解できるようになる。	
規準 5	学習者は、自然と人間のシステムの相互作用を理解できるようになる。	
規準 6	学習者は、現在の世界をつなぐための地理的知識を活動できるようになる。	
世界文明		文化
規準 1	学習者は、初期文明に関する理解を得るとともに、それが人間の文化の基礎を形作った貢献を理解できるようになる。	
規準 2	学習者は、古代文明の貢献を理解できるようになる。	
規準 3	学習者は、古代から大航海時代の文明の拡散と相互作用について観察できるようになる。	

規準 4	学習者は、近代から現代にかけての革命や社会的変化の影響を理解できるようになる。	
規準 5	学習者は、20 世紀における世界的な統合における人々の相互作用を理解することができる。	
合衆国史Ⅱ（産業革命から現代まで）		
規準 1	学習者は、アメリカが再編成される前の知識を拡大できるようになる。	歴史
規準 2	学習者は、合衆国において産業革命がどのように進化したか理解できるようになる。	
規準 3	学習者は、世紀の変わり目においていかなる社会の再編成が起こったか認識できるようになる。	
規準 4	学習者は、20 世紀初頭における戦争がどのような影響をもたらしたか理解できるようになる。	
規準 5	学習者は、1920 年代に起こった急激な社会変化にアメリカ人がいかに対応したか理解ができるようになる。	
規準 6	学習者は、大恐慌とニューディールがいかにアメリカに影響を与えたか理解できるようになる。	
規準 7	学習者は、第2次世界大戦におけるアメリカ合衆国が果たした役割の原因、結果、影響を理解できるようになる。	
規準 8	学習者は、冷戦期におけるアメリカ合衆国国内の状況と国際的な立場を理解できるようになる。	
規準 9	学習者は、現代における人間の権利と文化の急速な発達について理解できるようになる。	
規準 10	学習者は、現代アメリカにおける経済的・政治的な変化を理解できるようになる。	
合衆国政府と市民性		
規準 1	学習者は、毎日の生活における憲法の影響と重要性を理解できるようになる。	市民性
規準 2	学習者は、合衆国において個人と集団の権利が以下に保護されているか理解できるようになる。	
規準 3	学習者は、憲法がもたらす権力分立の意義を、連邦、州、地方政府や合衆国憲法による連邦政府の権力分立から理解できるようになる。	
規準 4	学習者は、合衆国における市民の責任を理解できるようになる。	
規準 5	学習者は、基本的な経済原則がいかに日々の生活に影響を与えているか理解できるようになる。	
規準 6	学習者は、合衆国と国際機関との関係を理解できるようになる。	

Utah State Office of Education, *Core Standards for Social Studies (7-12)* 2006. を参照し作成。
太字は市民力育成に直接つながる項目に筆者が施した。

（3）社会科スタンダードにおける評価基準

ユタ州教育局による社会科スタンダードでは、以下のように社会系教科目の評価基準を幼稚園から 12 学年まで共通化し小中高の一貫性を担保している。

- ・歴史的かつ現在の諸問題への熟議、協働、市民的討論に参加する。
- ・地域、州、国家、国際の各領域の課題を認識しそれらの解決に参加する。そのために自分たちのアイデアを公的機関や関連する私的なステイクホルダーと共有する。
- ・政治構造、歴史的概念、地理的解釈、経済学理論を問題の分析と説明に適用する。
- ・アメリカの共和的な民主主義が維持してきた諸価値を発達させ表現していく。例えば「開かれた心」「参画」「誠実」「問題解決」「責任」「勤勉」「レジリエンス」「共感」「自制心」「協働」などの民主的価値が含まれる。

4 市民力育成のための単元指導例

ユタ州の社会科カリキュラムスタンダードに基づく具体的な単元指導は、どのように展開するだろうか。ここでは、第2学年規準2（市民性）「学習者は地域社会、州、国における

市民の責任を認識し実践できる」に基づく単元「責任ある市民になる」を分析する。本単元を取り上げる理由は、社会科における人格教育と公民教育の統合の典型例となっているからである。

単元「責任ある市民になる」は、子どもたちが友達に求める人間性と市民性を重ねながら、個人の利益と公共の利益の連続性を認識しつつ、市民としての共通善（コモン・グッド）の必要を探究する学習活動を展開する。

学習活動1「あなたが友達に求める大切なこと」をテーマに、子ども自身が友達に必要なだと考える人間性についてブレインストーミングを行う。ここでは第2学年なりの言葉で、「開かれた心」「参画」「誠実」「問題解決」「責任」「勤勉」「レジリエンス」「共感」「自制心」「協働」など、自分が友達に求めるキャラクターについて話し合うことを推奨する。

学習活動2「責任ある市民になる」では、地域社会に属する多様な人々、例えば店員、警察官、消防士、先生などが、どのような役割を有しているかが議論される。そして、責任ある市民は地域社会を住みよい場所にする役割を担っていることを学習する。

学習活動3「善良な市民としての個々の役割と責任の重要性」は、本単元の中心的な学習活動である。この活動では、まず第2学年の子どもたちの教室における義務をひとつ一つ個別の用紙に書き出す。例えば掃除、壁面構成、机のレイアウト、資料・書籍の片付けといった教室の環境整備、また個人学習、成果発表、意見発表、討論、役員の推薦、投票など学級づくり、授業づくりに関する様々な義務を一枚の用紙に一つ書き出していく。そして、書き出した多数の用紙を床にばら撒き、「この用紙を1人で拾う場合と、グループで拾う場合、時間がかかるのはどちらか」と問い、協働することのメリットや共通善の存在を緩やかに認識していく。このような思考実験を踏まえて、現実的に教室において各個人が役割を果たしつつ協働することで、時間節約などの共通善が生まれていくことを認識していく。

学習活動4では、「自分が善良な市民であることを示す」として、近隣、学校、州、国、世界の各コミュニティにおいて、自分たちが市民として出来ることを研究していく活動を行う。第2学年であっても、子ども自身も各レベルのコミュニティにおける市民であり、そこで良い市民になる方法について議論する。例えば、環境に配慮した生活について役割を果たすことは、近隣、学校、州、国、世界の全てのレベルに影響を及ぼすことができる。

以上のように教室における役割分担と責任を果たすことと、近隣、学校、州、国、世界の全てのレベルにおける市民的な活動をアナロジーとして研究することを通して、その後の市民力のフレームワークとなる「公民的責任の諸原理」を認識していく。

表3 第2学年「責任ある市民になる」

第2学年 単元「善い市民になるには」
学習活動1「あなたが友達に求める大切なこと」 友達に求める大切なことについてブレインストーミングする ・それらが望ましい資質である理由について話し合う
学習活動2「責任ある市民になる」 ①ワークシート「コミュニティに属する人」を使用して市民を定義する。

- ②責任ある市民は、地域社会をすべての人にとって住みよい場所にする役割を担っていることを説明する。
- ③ワークシート「物語活動」を読む。

学習活動3「善良な市民としての個々の役割と責任の重要性」

- ①ブレインストーミングを行い、2年生の教室における義務を用紙にリストアップする。
- ②クラスにいくつかの用紙を見せ、それらが役割を表していることを説明する。
- ③用紙を床に投げ捨てます。
- ④1人だけですべての用紙を拾う必要がある場合と、グループで一緒に作業する場合、どのくらいの時間がかかるかについて話し合う。
- ⑤教室での活動の議論と善良な市民に関連付ける。
 - ・自分の仕事をしないと、他の人が苦勞する。
 - ・私たちは協力する必要がある。
 - ・共同作業で時間を節約できる。

学習活動4「自分が善良な市民であることを示す」

- ①子どもたちが属するさまざまなコミュニティについて話し合う。
(近隣、学校、州、国、世界)。
- ②子どもたちを小さなグループに分けます。各グループは、上記のコミュニティの1つを取り上げる。各グループの1人を書記に割り当てます。彼らは、割り当てられたコミュニティで善良な市民になる方法についてのアイデアを出し合う。
3. 教師が表示用にリストを作成している間、グループはクラスにアイデアを発表する。
4. グループリスト間の共通点に気づくよう生徒を導く。

ユタ州教育ネットワーク「社会科スタンダードに対応した単元」第2学年規準2市民性「責任ある市民になる」<https://www.uen.org/lessonplan/view/25984>を参照し作成。

5 結語ー共通善を探究する市民力育成

以上のようにユタ州の社会系教科目は、実社会における諸問題の実践的な解決に参画する市民力の育成を志向している。そのために社会科カリキュラムスタンダードでは経済学、地理学、歴史学、政治学といった学問ベースの認知能力育成を目指している。その上で市民力育成を目指す単元では「責任」、「権利」、「参加」、「協働」といったアメリカの民主主義的な価値を学ぶために、公民教育と人格教育を統合した単元指導を展開する。

ユタ州教育局による市民力育成は、「個人の利益と公共の利益のバランス」を図りつつ、両者が互惠関係となる共通善を子どもたち自身が認識し実践していくこと志向し、共和主義的傾向が強い点に特徴がある。特に各個人の「権利」と共に「義務」の指導を強調し、自由と責任を必ず同時に指導する点が、公民教育センターやクローズアップ財団と異なった特徴を示している。

註

- 1)カリフォルニア州にはアメリカ西海岸を代表する公民教育団体である公民教育センター (Center for Civic Education) があり、全米向け公民教育カリキュラム・スタンダードなどを提案している。
- 2)バージニア州にはアメリカ東海岸を代表する公民教育団体であるクローズアップ財団 (Close up Foundation) があり、全米向け公民教育教材やワシントン DC 見学プログラムなどを提案している。
- 3)ユタ州では社会科カリキュラムの改訂が進んでおり、中等は2016年に改訂がなされた。順次、初等も改訂される予定である。本稿では、初等との連続性を考察するために中等

は改訂前のスタンダードを分析対象とした。

主要参考資料

- ・ Utah State Office of Education, Core Standards for Social Studies (K-2) 2009.
- ・ Utah State Office of Education, Core Standards for Social Studies (3-6) 2008.
- ・ Utah State Office of Education, Core Standards for Social Studies (7-12) 2006.

中原朋生（環太平洋大学）